令和2年度から 国民健康保険税率などが変わります

平成30年度から始まった新たな国保制度においては、北海道が市町村とともに国保の運営を行っています。

これまでの国保税は、市町村が医療機関等に支払う保険給付に必要な財源として課税していましたが、平成30年度以降は保険給付に必要な費用は北海道が負担し、その財源として市町村は北海道に「納付金」という形で納める方式となりました。

市町村は、北海道が示した納付金の額に応じた国保税を加入者の皆さまへ課税しなければなりません。しかし、本町の国保会計においては、これまでの課税額では納付金を賄うことができず、賄えない部分については、一般会計からの繰入れに依存している状況です。

そのため、令和元年度に策定した「赤字解消計画（6年解消）」に基づき、一般会計からの繰入れに依存しない健全な国保財政の運営を目指すため、令和2年度は下記のとおり国民健康保険税率の改正を行うこととなりました。

今後とも、収納率の向上や医療費の適正化など、国保財政の健全化に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

区　分	医療給付分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
年度／年度比	令和元年度	令和2年度	比　較	令和元年度	令和2年度	比　較	令和元年度	令和2年度	比　較
所得割率	6.00％	6.85％	+0.85％	1.60％	1.85％	+0.25％	0.60％	0.70％	+0.10％
資産割率	41.00％	42.20％	+1.20％	11.00％	12.50％	+1.50％	10.00％	11.00％	+1.00％
均等割額	15,000円	15,800円	+800円	4,000円	4,000円	0円	6,000円	6,500円	+500円
平等割額	22,000円	22,000円	0円	6,000円	6,000円	0円	3,800円	4,000円	+200円

●保険税負担軽減額が拡大および課税限度額が引き上げられます

より所得の高い世帯に新たな負担を求めることにより、負担感が重いと言われている、中間所得者層との所得階層の負担ができるだけ公平になるように、法律の改正をふまえ、保険税負担軽減および課税限度額を変更します。

【保険税負担軽減の拡大】

○5割軽減の拡大（軽減判定所得額）

現　行

基準控除額（33万円）＋**28万円**×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

改正後

基準控除額（33万円）＋**28.5万円**×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

○2割軽減の拡大（軽減判定所得額）

現　行

基準控除額（33万円）＋**51万円**×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

改正後

基準控除額（33万円）＋**52万円**×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

【課税限度額の引き上げ】

○課税限度額の拡大

（基礎課税額および介護納付金課税額）

現　行

基礎課税額（**61万円**）＋後期高齢者支援金等課税額（19万円）＋介護納付金課税額（**16万円**）

改正後

基礎課税額（**63万円**）＋後期高齢者支援金等課税額（19万円）＋介護納付金課税額（**17万円**）

問 町民課 町民係　☎83－1407